

大阪府指定出資法人評価等審議会（第9回）

■と き 令和2年9月28日（月曜日）13：00～15：00

■と ころ 大阪赤十字会館4階 401会議室

■出席者 上林 憲雄（神戸大学大学院経営学研究科・教授）

久保 明代（株式会社プロスパー・コーポレーション 代表取締役会長）

坂本 守孝（坂本会計事務所 公認会計士）

砂留 洋子（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 シニアコンサルタント）

八木 正雄（かけはし総合法律事務所 弁護士）

山本 彰子（山本彰子中小企業診断士事務所 中小企業診断士）

吉村 典久（大阪市立大学大学院経営研究科・商学部 教授）

■議 事 1. 指定出資法人への人的関与について（大阪外環状鉄道（株））

2. 指定出資法人の役員報酬基準の再点検について（大阪外環状鉄道（株））

1. 指定出資法人への人的関与について（大阪外環状鉄道（株））

資料1～6に基づき、人事課及び所管部局より説明

委員：今年度中に残事業が完了見込みということだが、新型コロナウイルスの影響で完了見込みの時期が延びることはないのか。また、2062年3月に借入金完済予定というのは、恐らく今の低金利を前提にしていると思うが、市場金利の情勢が変動すると見直さざるを得なくなるのではないか。

部局：残事業については、新型コロナウイルスの影響で環境対策工事に1か月程度遅れが生じているが、年度内には完了できる見込み。また、借入金の利率は固定金利であるため、金利情勢による影響は出ないと考えている。

委員：現在はマイナス金利であり安く借入も出来るが、今後の金利変動に対する安全性を見込んで、敢えて固定金利で借入しているということか。

部局：そのとおり。

委員：出資割合は現在28.9%ということだが、今後変更する予定はないか。

部局：出資割合を変更することは特に考えていない。

2. 指定出資法人の役員報酬基準の再点検について（大阪外環状鉄道（株））

事務局より各法人の役員の職務・職責等について説明

〔主な質疑等〕

委員：今回の再点検は、今後実施する公募で当該枠に府OBが選任された場合に備えて予め報酬基準を設定するものであり、公募すること自体が既に決定しているわけではない、という理解で良いか。

事務局：そのとおり。公募すること自体はまだ決定していないが、今後公募を実施することが想定されるため、府OBが選任された場合の報酬基準についてご審議いただきたい。

委員：以前の審議会でも、当法人の社長には府・市・JRの出身者が就任しているが、府・市OBの場合には報酬の上限が設けられている一方でJRの場合には設けられていないことについて、同じ仕事なのに府・市OBの場合だけ報酬が低いというのは違和感がある、という議論があった

ように思う。規則に則れば報酬基準を決めないといけないということもわかる。しかし、仕事は同じなのに府 OB が就任する場合には報酬が安いという歪みがあり、さらには、民間出身者の応募があっても、報酬が安く済む府 OB が優先的に選任されるという歪みが生じることも懸念されるのではないか。

事務局：当法人は府・市・JR3 者の出資によっていることから、大体 2 年毎に、3 者から持ち回りで社長が就任している。府・市 OB が役員に就任する場合には、公務員の厚遇批判を避けるため、審議会で決定した報酬基準を適用する。民間出身者が就く場合の報酬額と差が生じることについてはご指摘のとおりだが、過去に当審議会において、「様々な出身母体の役員で構成される出資法人の特性」等から、報酬額の相違には一定の妥当性が認められるとの意見をいただいた。なお、公募の結果民間出身者が就任した場合には、府 OB が就任した場合と同様の報酬基準が適用される。

委員：要するに、選任にあたって歪みが生じることは今のところない、ということか。

事務局：そのとおり。

委員：今回の審議を踏まえて府の人的関与の枠を無くすとのことだが、慣習としては、引き続き府市の枠として扱っていくということか。

事務局：今後は、当該枠については公募を実施することが想定される。府 OB も応募可能ではあるが、府 OB が必ず就任する枠ということにはならない。

委員：職員数に比べて役員数の比重が大きいように感じる。令和 2 年度に残事業が終わることだが、組織全体としても小さくなる見通しか。

事務局：常勤役員については、令和元年度から令和 2 年度にかけて 1 名減っており、令和 3 年度以降もさらに 1 名減る予定。また、残事業のために派遣されている職員がいるため、残事業完了に伴って職員数も減少する見込み。

委員：まず 1 点目として、新型コロナウイルスの影響による JR の減収見込みへの対応について記載があるが、交渉権限や対応権限は当法人に残るのか。権限が残るのならば法人の役割と認められるが、ほとんど権限がないのならば話が変わってくる。2 点目に、高架下の貸付収入について、今年度は国からの家賃補助等があるはずだが、現時点で、今年度中に既に対応している、或いは対応する見込みがあるのか。

事務局：1 点目の決定権限については、株主として府・市・JR が存在しており、また JR が交渉相手になるため、100%法人のみで決めるのではなく、主要株主である府・市と JR との調整の中で決めることになるかと予想される。2 点目の貸付収入については、現時点で対応予定があるとは聞いていないが、一方で入金が遅れが発生しつつあるということで、懸念材料として捉えていただきたい。